

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

3 所管事務の調査（報告）

(1) 総合的なアレルギー疾患対策の推進について

資料1 総合的なアレルギー疾患対策の推進について

資料2 アレルギー疾患対策の方向性について（答申）

令和4年12月9日

健康福祉局

総合的なアレルギー疾患対策の推進について

1 背景

平成 17 年	国	戦略的に推進するため「 アレルギー疾患対策の方向性等 」策定 三つの柱①「医療提供等の確保」、②「情報提供・相談体制の確保」、③「研究開発等の推進」
平成 18 年	国	喘息死を減少させることを目的に「 喘息死ゼロ作戦 」を実施
平成 19 年	市	市独自のアレルギー対策 として、「 成人ぜん息患者医療費助成条例 」を施行し、20 歳以上の気管支ぜん息患者に医療費の一部を助成
平成 22 年	国	アレルギー疾患等の新規患者数の減少を目的とする都道府県向けの リウマチ・アレルギー特別対策事業として事業を拡充
平成 23 年	国	総合的・体系的に実施するため「 アレルギー疾患対策の方向性等 」見直し 【背景】アレルギー疾患は、国民の約 5 割が罹患する国民病であり、喘息死については減少しているものの、花粉症などのアレルギー疾患は増加
平成 27 年	国	総合的なアレルギー疾患対策を推進するため、「 アレルギー疾患対策基本法 」施行
平成 28 年 4 月～	市	「 成人ぜん息患者医療費助成制度 」について、 受給者数及び助成額の増加や、他のアレルギー疾患との公平性等が課題 となり、 行財政改革プログラムに位置付けて検討
平成 29 年	国	基本法に基づき、「 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針 」策定
平成 30 年	県	国の指針に基づき「 神奈川県アレルギー疾患対策推進計画 」策定
令和 4 年 3 月	国	「 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針 」改正
令和 4 年 4 月～	市	「 成人ぜん息患者医療費助成制度 」について、「 行財政改革第 3 期プログラム 」において、 他のアレルギー疾患との公平性や、他の医療費助成制度との整合に着目しながら、成人ぜん息患者医療費助成制度のあり方を検討し、その結果を踏まえた取組を推進するとともに、国の基本法や県の計画等との整合を図りながら、より安定的かつ持続可能な総合的なアレルギー疾患対策への転換に向け取組を進めることとした。 検討に当たっては、 外部有識者会議の設置等の検討 も行うこととした。

2 国や県のアレルギー疾患施策の概要

(1) 「アレルギー疾患対策基本法（平成 27 年 12 月施行）」について

ア 対象疾患

- ①気管支ぜん息 ②アトピー性皮膚炎 ③食物アレルギー ④アレルギー性鼻炎
⑤アレルギー性結膜炎 ⑥花粉症

イ 基本理念

- (ア) 重症化の予防及び症状の軽減に資するため、総合的な施策の実施により生活環境の改善を図ること。
(イ) 居住地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切な医療を受けられるようにすること。(医療の均てん化)
(ウ) 適切な情報の入手ができる体制及び生活の質の向上のための支援体制の整備がなされること。
(エ) アレルギー疾患研究を推進し、成果等を普及・活用・発展させること。

ウ 基本的施策

地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、次の施策を講ずるよう努めなければならない。

(ア) アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減

- ・知識の普及等 ・生活環境の改善

(イ) アレルギー疾患医療の均てん化の促進等

- ・医師その他の医療従事者の育成 ・医療機関の整備等

(ウ) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

- ・保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等の育成
・学校等、職場等と医療機関等との連携協力体制の確保
・学校等職員、事業主等に対する研修の機会を確保
・相談体制の整備
・アレルギー疾患を有する者についての正しい理解を深めるための教育を推進

(2) 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成 29 年 3 月告示、令和 4 年 3 月改正）」

基本法に則り、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るために厚生労働大臣が策定しなければならないとされ、策定にあたっては、アレルギー疾患対策推進協議会の意見を聴くものとされている。また、指針は少なくとも 5 年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

【令和 4 年 3 月改正の主なポイント】（アンダーライン部分が改正により盛り込まれた内容）

- ア 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進について、地方公共団体が、都道府県アレルギー疾患医療連絡会議等を通じて実情を把握した上で、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、施策の策定及び実施に努める。
イ アレルギー疾患について、発症予防も勘案した対策が必要になる。
ウ アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及について、両親学級等の機会を捉え、出生前から保護者等への適切な情報提供に取り組む。
エ アレルギー疾患医療を提供する体制の確保について、医療従事者として「歯科医師」「管理栄養士」を明記するほか、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の結果に基づく医療提供体制を整備する。

(3) 「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画（平成 30 年 3 月策定）」

令和 4 年度中の計画改正に向けて、現在、現行計画の総括や国の指針の改正を踏まえ、同協議会において検討が進められている。

ア 現行計画の総括

(ア) 体制整備に注力し、県アレルギー疾患医療拠点病院*（県拠点病院）の選定・県アレルギー疾患対策推進協議会の設置など体制整備の一部が完了した。

※**県アレルギー疾患医療拠点病院**：アレルギー疾患対策に基づき、「診療」、「情報提供」、「人材育成」、「研究」、「助言・支援」等の役割を担うことが求められる。

- ・県立こども医療センター（横浜市） ・横浜市立みなと赤十字病院（横浜市）

(イ) 県と拠点病院が連携することで県民や支援者に対する普及啓発・人材育成事業の実施スキーム

の構築が図られた。

(ウ) 課題として、体制整備のうち診療連携協力体制の構築や専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成の取組が不足していた。

イ 県協議会におけるこれまでの議論

(ア) 診療所においてどのレベルで専門性の高い医療機関へ紹介してよいのか悩んでおり、紹介の基準を検討している。

(イ) アレルギーの専門的な医療機関の疫学調査について、調査は大変難しいが、専門機関だけではなく、すべての医療機関でアレルギー疾患がどのように扱われているかが分かると有用である。

(ウ) 患者の困り具合やどこに困っているのか、どこにアプローチしていけばよいかを明確にしたい。

(エ) 県拠点病院だけでは人材育成に限界がある。人材育成や診療連携体制を構築する上でも、大学病院は重要である。

(オ) 県拠点病院であるみなと赤十字病院においては喘息に特化した病診連携を行ってきた。10年前、近隣の診療所から紹介される患者の8割はぜん息及び咳嗽だったが、喘息の治療は非常に良くなっており、今は8～9割が食物アレルギーとなっている。薬物過敏症も課題である。

(カ) アレルギー診療を行う診療所のリストを県ホームページに掲載した方がよいが、診療のレベルを担保できないのが問題である。食物経口負荷試験などができるといった具体的に示せるものだけでも示すというのは必要ではないか。

(キ) 成人のアレルギー診療は極めて不採算である。成人を受け入れられる病院が少ない。

3 本市におけるアレルギー疾患対策の方向性に関する諮問

(1) 概要

ア 国の基本的な指針が、令和4年3月に改正されたことを機に、基本法とこの新たな指針に基づき、あらためて本市における総合的なアレルギー疾患対策の現状を点検し、あるべき方向性に向かって取組を進めていく必要があることから、本市の「アレルギー疾患対策の方向性」について、本年5月、川崎市地域医療審議会に諮問。

イ 諮問に関する専門的な調査審議について、地域医療審議会保健部会にて実施。保健部会において、アレルギー疾患対策全般について、4回にわたり審議したのち、本年11月24日、地域医療審議会として市長へ答申が行われた。

(2) 地域医療審議会保健部会委員の構成

役職等	備考
川崎市医師会副会長	部会長
川崎市病院協会会長	
川崎市歯科医師会副会長	
川崎市社会福祉協議会理事	
市民公募委員	
川崎市立看護大学副学長	
独立行政法人国立病院機構相模原病院 臨床研究センター長	臨時委員（アレルギー専門医）
アレルギーを考える母の会 代表	臨時委員（アレルギー疾患関係団体）

(3) 本市におけるアレルギー疾患対策の取組状況等

ア 取組状況

「対象の年代」と「取組内容（相談等、講演・研修、対応・その他）」に応じて、現時点で整理すると次のとおりである。

	対象年齢		※当該事業については環境再生 保全機構の助成金により実施
	未就学児	就学児以降	
	小学生	中学生以降	20歳以上
相談等	1 育児相談(各区毎月1回)		
	1 新生児訪問	2 離乳食教室	1 1歳6か月児健診 1 3歳児健診 1 スクリーニング※
	1 リスク児保健・栄養指導※		3 禁煙相談
	4 アレルギー相談※(各区毎月1回)		5 呼吸器健康相談※(年20回)
講演・研修	6 アレルギー予防講演会※(年1回)		
	7 ぜん息児健康回復教室※(各区年1回)		8 呼吸器疾患予防講演会※(各区年1回)
	9 気管支ぜん息知識普及講演会(一般対象)※(年3回)		
	10 保育士キャリアアップ研修(食育・アレルギー)(年4回)	11 食物アレルギー研修会(年1回)	
	12 気管支ぜん息知識普及講演会(専門職対象)※(年7回)		
対応・その他	13 ぜん息児運動教室※(年6回)		14 呼吸機能訓練教室※(年13回)
	15 ぜん息児キャンプ※(年1回)		
	16 公立保育所食物アレルギー対応	17 アレルギー疾患を有する児童生徒への対応	
	18 小児ぜん息患者医療費支給事業		19 成人ぜん息患者医療費助成制度
	20・21 避難所運営(地震災害対策編)・備蓄		
	22・23 受動喫煙防止対策・食品安全推進事業		
	24 健康リビング推進事業		
	25 大気や水などの環境保全(大気・水環境計画)		

イ アンケート結果

(ア) アレルギー疾患対策における市民ニーズ

アレルギー相談利用者へのアンケート結果は次のとおり

- アレルギー疾患対策に関して、情報量が少ないと思うこと（上位3つ）
 - ①予防方法
 - ②アレルギー食品情報
 - ③専門相談窓口、自己管理方法
- アレルギー疾患対策に関して行政に期待すること（上位3つ）
 - ①相談窓口の充実
 - ②講習会等の開催、お子さんを対象とした教室等の開催

(イ) 診療連携体制等に関するアンケート

県により指定された市内6つのアレルギー疾患専門医療機関へのアンケート結果は次のとおり

(川崎北部) 帝京大学医学部附属溝口病院、聖マリアンナ医科大学病院、市立多摩病院
(川崎南部) 日本鋼管病院、関東労災病院、市立井田病院

【主な結果概要】

- 患者の紹介・研修会の開催等について、県指定病院は、県拠点病院との連携より地域の診療所との連携の方が多く傾向が見られる。
- 医療の均てん化における課題としては、専門医と一般医との患者のすみわけができてほしい。アレルギー診療の情報開示などの回答があった。
- 県拠点病院や診療所との連携上の課題としては、新型コロナウイルス感染症により連携会が開催できない。成人対象では、みなと赤十字病院にしか紹介できないなどの回答があった。

(4) 答申「アレルギー疾患対策の方向性について」の概要

次の5つの項目についてアレルギー疾患対策の基本的な考え方とその具体的方向性が示された。

ア 患者の状態に応じた適切な医療提供体制の整備

アレルギー疾患医療の均てん化の促進等に向けて、市民がその居住する地域や年代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて最新の科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上やアレルギー疾患医療の提供体制の整備（診療連携体制の構築など）、市民への医療機関に関する情報提供の充実が重要である。

【主な具体的方向性】

(ア) 診療連携体制等：重い疾患の方をいかに専門病院に誘導できるかにある、など

(イ) 診療科等の連携：内科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科の5科が連携して取り組んでいくことが医療体制の構築では重要となる、など

(ウ) 医療従事者の資質向上：最新の知見等の情報提供を行うことが重要である、など

(エ) 医療機関に関する情報提供：疾患の状態に応じ、患者が医療機関を選択できるための適切な情報提供が必要である。

イ 情報提供・相談支援

市民がアレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減につなげられるよう、適切な情報を入力しやすい環境の整備や最新の知見を踏まえた情報提供が必要である。また、市民自身がアレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、正しい理解を深めるよう努めることが重要である。

患者の悩み等に適切に対応できるよう、相談支援の充実が必要である。

【主な具体的方向性】

(ア) アレルギー疾患に関する情報提供等：ウェブサイトを活用した情報提供、妊婦・乳幼児の保護者等への情報提供等、アレルギー疾患に関する専門医等による講演会等を通じた情報提供

(イ) 食品表示に関する啓発：「外食・中食」の実態などの食品表示の理解を促進するため、適切な情報提供が必要である、など

(ウ) 相談事業：医療機関を受診しているにもかかわらず、治療が奏功していない患者を支援する必要がある。

(エ) 相談支援：出生後2～3か月頃までに乳児では湿疹がこじれてしまうこともあるし、生まれてから早い段階での支援が必要である、など

ウ 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり

患者の状態や置かれている環境に応じて、平時・有事を問わず、生活の質の維持向上のための支援をうけることができるよう、環境づくりが必要である。

特に、疾患管理に必要な行為を自ら十分に行うことができない乳幼児、児童、生徒、高齢者、障害者等が居住・活動する施設や学校等において、適切な配慮や緊急時の対応ができるよう、必要な取組を実施することが重要である。

【主な具体的方向性】

(ア) 保育所における食物アレルギーへの対応：「多段階の個別の対応」を基本としていることから、厚生労働省のガイドラインに沿った対応に改める必要がある。

(イ) 学校における食物アレルギーへの対応：「学校生活管理指導表」に関してより適切なものにしていくため、市医師会学校医部会と教育委員会が協力して取り組んでいくことが重要、など

(ウ) 災害時の対応：「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府（防災担当）平成25年8月）に規定されているアレルギー対策の確実な実施が必要である、など

(エ) 気管支ぜん息に係る医療費助成制度：妥当性や他の慢性疾患患者支援との公平性の観点から見直す必要があるのではないかと。この際、医療費助成制度は取り止め、気管支ぜん息を含む幅広いアレルギー対策を推進する必要がある、など

エ 人材育成

患者の生活の質の維持・向上のため、患者への対応が求められることが多い、看護師、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士等、また支援に携わることが求められる教職員、保育士等がアレルギー疾患への対応に関する適切な知見が得られるよう、講習の機会を確保するなどの取組が必要である。

【主な具体的方向性】

(ア) 看護師・保健師・栄養士・助産師等への研修の実施：行政において、アレルギー疾患の「保健指導」を担う看護師・保健師・栄養士・助産師などが参加する良質な研修の実施は必須である。

(イ) 学校・保育所の教職員・保育所職員への研修の実施：アレルギーの正しい病態や必要な支援、緊急時対応等に関して、全職員を対象に、定期的に良質な研修を実施する必要がある。

(ウ) 保育所以外の児童福祉施設等の職員への研修の実施

(エ) コメディカルの資格取得の促進：アレルギー疾患の治療や相談支援等を多職種協働で進めることが重要であることから、アレルギー関係学会等が認定する資格の取得の促進が望まれる。

(オ) 救急救命士に対するアドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）研修等の実施

オ 地方公共団体における自主的・主体的な取組

川崎市は、地方公共団体として、アレルギー疾患対策基本法及びアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針に基づき、アレルギー疾患対策に関して、国や県との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定・実施することが必要である。

川崎市全体のアレルギー疾患の状態がどうなっているか把握していくことが重要である。

【主な具体的方向性】

市の取組計画を策定し、定期的に施策の実施状況を評価しながら、見直しを行うための、医療関係者、患者、行政も交えた常設の協議機関を設置する必要がある、など

4 川崎市アレルギー疾患対策庁内連絡会議について

本市における総合的なアレルギー疾患対策のあり方を協議するため、令和4年6月、設置し、これまでに5回開催。

【委員構成】

総務企画局企画調整課長、行政改革マネジメント推進室担当課長、財政局財政課長

健康福祉局環境保健担当課長、危機管理担当課長、健康増進担当課長、生活衛生担当課長、食品安全担当課長

こども未来局保育指導・人材育成担当課長、こども家庭課長、こども保健福祉課長

病院局経営企画室担当課長、教育委員会事務局健康教育課長、健康給食推進室担当課長、環境局地域環境共創課長

5 今後のスケジュール

答申を最大限尊重し、庁内連絡会議を通じて、本市における総合的なアレルギー疾患対策の推進に向けた方針について、速やかに取りまとめ、順次、取組を実施していくこととしている。